

(令和元年10月1日現在)

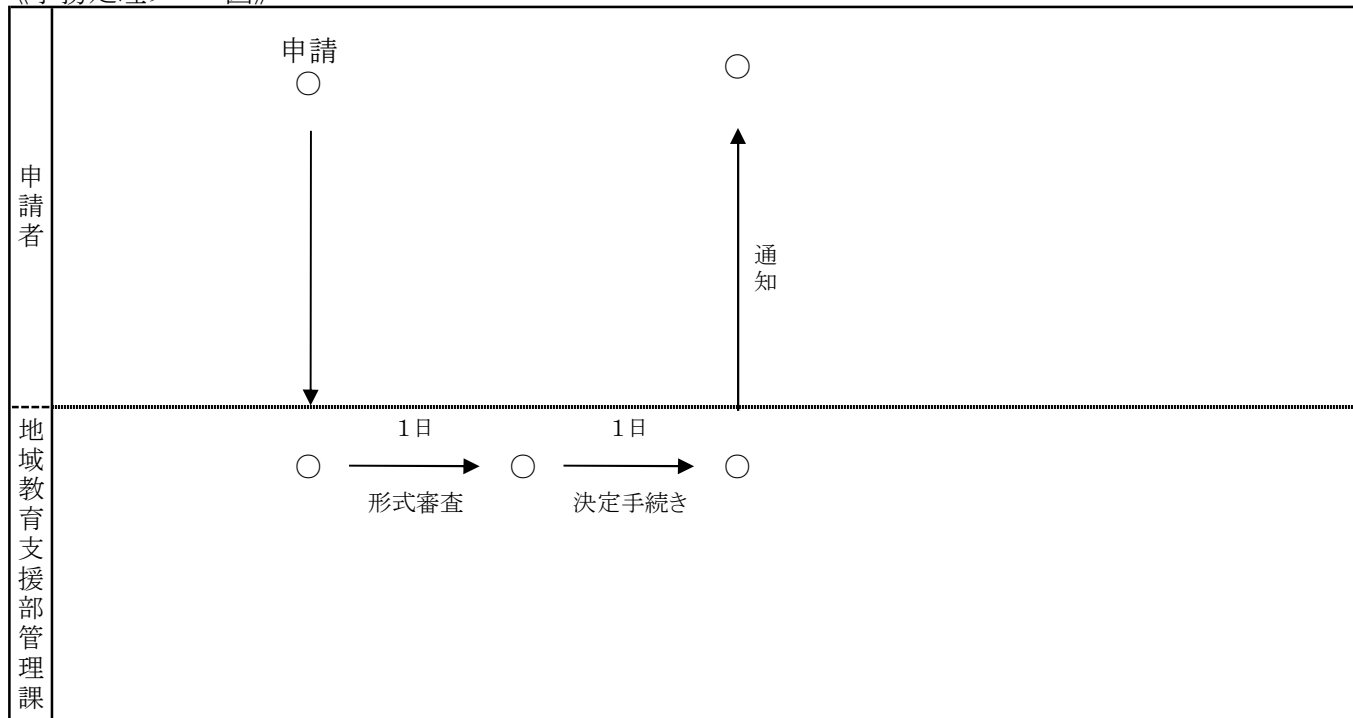
事務処理フロー図

事務名	美術刀剣類の製作の承認
根拠法令	銃砲刀剣類所持等取締法第18条の2第1項

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課文化財保護担当 電話03-5320-6862

標準処理期間計	2日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	決定手続	許可の諾否について、管理課長が決定します。
3	通知	申請者に通知します。
4		
5		
6		